

長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、長岡京市立中学校と米国の長岡京市友好姉妹都市にある中学校との親善及び交流を通して国際理解教育を推進するため、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 前条に規定する補助金を受けることができる者は、長岡京市立中学校米国短期交換留学協議会（以下「協議会」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 米国アーリントンの生徒を主とする訪日団の受入れに係る事業
- (2) 長岡京市立中学校の生徒を主とする米国アーリントンへの訪米団の渡米に係る事業
- (3) その他、第1号及び第2号事業以外で、第1条に規定する目的の達成に資すると市長が認める事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象とする経費は、事業を実施するために必要な講師謝礼、指導者謝礼、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、車両及び会場借上料等とし、補助金の額は予算の範囲内でそのつど定める。

(交付申請)

第5条 協議会が補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添えて、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を、事業実施前に教育長を經由し市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書を受け付けたときは、速やかにその適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外には使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、教育長を經由し市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長を經由し市長に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第7条 協議会は、前条第1項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請にかかる補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

(変更及び承認)

第8条 協議会がやむを得ない事情により、事業の変更をおこなう場合は、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金変更交付申請書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、教育長を経由し市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業実施計画書(別記様式第6号)

(2) 変更収支予算書(別記様式第7号)

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の補助金変更交付申請書を受け付けたときは、速やかにその適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金変更承認書(別記様式第8号)により協議会に通知するものとする。

(請求及び交付)

第9条 市長は、事業の施行前または施行中に補助金の一部または全部を概算交付することができる。

2 協議会が前項の規定による補助金の交付を受けようとする場合は、概算交付請求書(別記様式第9号)に第6条の交付決定通知書または第8条の変更承認書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(事業の終了報告)

第10条 協議会は、事業の終了後長岡京市立中学校米国短期交換留学事業終了報告書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月末日までに教育長を経由し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(別記様式第11号)

(2) 収支決算書(別記様式第12号)

(3) その他市長が必要と認めた書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条の終了報告書を受け付け、当該報告に係る書類の審査により、補助金交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金確定通知書(別記様式第13号)により通知するものとする。

(補助金交付取消し等)

第12条 補助を受ける組織が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は補助金の交付決定又は確定を取り消すことができる。

(1) 補助金を目的外に使用したとき、若しくは不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。

(2) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

(3) 事業の実施方法が、補助金の交付の目的に添わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合について、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(書類の整備および保存)

第14条 協議会は、補助金の交付に係る関係書類を整備し、常にその状態を把握しておかなければならない。

2 協議会は、毎年度末から起算して5年を経過する日まで、関係書類を保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

年 月 日

長岡京市長

様

申請団体住所

申請者団体名

代表者名



年度 長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金交付申請書

長岡京市立中学校米国短期交換留学事業を別紙計画書のとおり実施したいので、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金要綱第5条により補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類 事業実施計画書
収支予算書

事業実施計画書

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業の実施時期	
5 事業の実施場所等	

収 支 予 算 書

（単位：円）

収 入

科 目	本年度予算額	前年度予算額	説 明
市補助金			
計			

支 出

科 目	本年度予算額	前年度予算額	説 明
計			

年 月 日

様

長岡京市長

年度 長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった事業に対し、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、交付決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助条件
 - (1) この補助金は、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外には使用しないこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、教育長を経由し市長の承認を得ること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長を経由し市長に報告してその指示を受けること。

年 月 日

長岡京市長

様

申請団体住所

申請者団体名

代 表 者 名



年度 長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金変更交付申請書

長岡京市立中学校米国短期交換留学事業を別紙のとおり変更実施したので、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金要綱第8条により補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額 円

2 添付書類 変更事業実施計画書（別記様式第6号）
変更収支予算書（別記様式第7号）

変更事業実施計画書

1 事業の名称	
2 変更の理由	
3 事業変更内容	
4 事業の実施時期	
5 事業の実施場所等	

（事業ごとに別葉とすること。）

変更収支予算書

（単位：円）

収入

科目	本年度予算額	前年度予算額	説明
市補助金			
計			

支出（事業ごとに別葉とすること。）

科目	本年度予算額	前年度予算額	説明
計			

年 月 日

様

長岡京市長

年度 長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金変更承認書

年 月 日付で変更交付申請のあった事業に対し、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、変更を承認したので通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 変更承認額 | 円 |
| 2 既交付決定額 | 円 |

年 月 日

概 算 交 付 請 求 書

長岡京市長

様

団体名

代表者名

印

年度長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金の概算交付を受けたいので、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1

交 付 決 定 額	請 求 金 額
円	円

2 概算交付を必要とする理由

(注) 補助金交付決定通知書の写しを添付のこと。

別記様式第10号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長

様

団体名

代表者名

印

年度 長岡京市立中学校米国短期交換留学事業終了報告書

年度長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金に係る事業を終了したので、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金交付要綱第10号の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付済額 | 円 |
| 3 | 添付書類 | 事業実績報告書（別記様式第11号）
収支決算書（別記様式第12号） |

事業実績報告書

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の実施期間	
4 事業の実施場所	
5 事業の内容	

（事業ごとに別葉とすること。）

収 支 決 算 書

（単位：円）

収 入

科 目	本年度予算額	本年度決算額	説 明
市補助金			
計			

支 出（事業ごとに別葉とすること。）

科 目	本年度予算額	本年度決算額	説 明
計			

年 月 日

様

長岡京市長

年度 長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金確定通知書

年 月 日付で交付決定した長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金について、長岡京市立中学校米国短期交換留学事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 円